

市内有料老人ホーム 管理者 様  
関係者各位

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

改正名古屋市老人福祉法施行細則の施行  
及びそれに伴う届出様式等の変更について（通知）

日頃は、本市の高齢福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
標題のとおり、令和 3 年 4 月 1 日付で改正名古屋市老人福祉法施行細則（以下、「改正施行細則」と言う。）が施行されます。

また、改正施行細則が施行されることに伴い、以下に示す届出様式等も変更されます。

- ① 有料老人ホーム設置届（第 25 号様式）
- ② 有料老人ホームチェックリスト（設置届添付書類）
- ③ 有料老人ホーム主な届出事項と提出書類一覧

これらの様式等につきましては、NAGOYAかいごネットの「有料老人ホームのページ」  
[\(https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/charge/\)](https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/charge/) に掲載されています。令和 3 年 4 月 1 日以降の届出については、新様式等をご使用いただきますようお願いいたします。特に、設置届出時の添付書類がいくつか削除されますので、ご注意ください。

【主な変更点】

設置届添付書類から <u>削除</u>	(7) 市場調査等による入居者の見込み (12) 加入する損害賠償契約の内容を明らかにする書類 (13) 医療機関との連携の内容を明らかにする書類
設置届添付書類の内容を <u>一部変更</u>	(1) 【旧】法人の定款及び登記簿謄本 【新】法人の登記事項証明書（登記簿謄本）
変更届の対象項目から <u>削除</u>	協力医療機関を変更する

以上、よろしくお願いたします。  
ご不明点などございましたら、担当までお問合せください。

名古屋市健康福祉局介護保険課指導係

電 話 052-972-3087

F A X 052-972-4147

メール a2592@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp